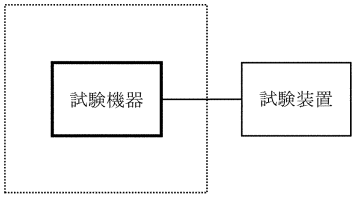
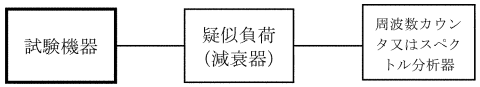
2　電源電圧
⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。
⑵　その他の場合
外部電源からの試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次に掲げる場合は、それぞれ次のとおりとする。
ア　外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±１%以下であることが確認できた場合は、定圧電圧のみで測定する。
イ　電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。
3　試験周波数と試験項目
試験機器の発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が３波以下の場合は、全ての周波数）で全試験項目について測定する。
4　予熱時間
工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、記載された予熱時間経過後、測定する。
5　測定器の較正等
⑴　測定器は較正されたものを使用する。
⑵　測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。ただし、ＦＦＴ方式を用いるものについては、検波モード、分解能帯域幅（ガウスフィルタ）、ビデオ帯域幅等各試験項目の「測定器の設定等」等に記載されている設定ができるものに限る。
6　本試験方法の適用対象
本試験方法は、アンテナ端子（試験用端子を含む。）のある気象用ラジオ・ロボットの設備に適用する。
7　その他
試験機器の擬似負荷（減衰器）は、特性インピーダンスを50Ωとする。

二　温湿度試験
1　測定系統図



2　試験機器の状態
⑴　3⑴ア、⑵ア又は⑶アの温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内で放置しているときは、試験機器を非動作状態とする。
⑵　3⑴イ、⑵イ又は⑶イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。
3　測定操作手順
⑴　低温試験
ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を低温（０℃、－10℃又は－20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低のもの）に設定する。
イ　この状態で１時間放置する。
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
エ　三の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。
⑵　高温試験
ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高のもの）に、かつ、湿度を常湿に設定する。
イ　この状態で１時間放置する。
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽内で一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
エ　三の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。
⑶　湿度試験
ア　温湿度試験槽内に設置し、この状態で温湿度試験槽内の温度を35℃に、かつ、湿度を相対湿度95%又は試験機器の仕様の最高湿度に設定する。
イ　この状態で４時間放置する。
ウ　イの放置時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温及び常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項２⑵の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
エ　三の項の試験項目に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定する。
4　その他
⑴　本試験項目は、常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記載されている場合には行わない。
⑵　使用環境の温湿度範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温又は常湿の範囲より狭く、かつ他方が常温又は常湿の範囲より広い場合であって、その旨が工事設計書に記載されている場合には、狭い方の条件を保った状態で広い方の条件の試験を行う。
⑶　常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、３⑴から⑶までに示す温度又は湿度に該当しないときは、温湿度試験を省略することができる。

三　周波数の偏差
1　測定系統図



2　測定器の条件
⑴　制御信号等の送出時間の短いバースト波には、周波数カウンタのパルス波計測機能を使用する。
⑵　周波数分解能は、設備規則別表第一号に規定する許容偏差の１／10以下とする。
3　試験機器の状態
⑴　指定のチャネルに設定して、送信する。
⑵　変調状態を無変調状態とする。
⑶　Ｆ２Ｄ電波の場合の変調信号は、内蔵又は外部信号源として、標準符号化試験信号（符号長511ビット２値擬似雑音系列）を使用する。
4　測定操作手順
⑴　試験機器の周波数を、安定した状態で１回測定する。
⑵　Ｆ２電波を標準符号化試験信号で変調した場合は、その符号の１フレーム（511ビット）以上の間の平均周波数を求める。また、１フレームよりも短いバースト波については測定を適当な回数繰り返してその平均値を算出する。
5　試験結果の記載方法
測定値をMHz又はGHz単位で記載するとともに、測定値の割当周波数に対する偏差を百万分率の単位で＋又は－の符号を付けて記載する。